

なお、本区災害救助隊の活動に対し、救助物資の配給その他救援業務遂行のため、大阪市災害救助隊に属する民生局西南部民生安定所の延百六十二人を始め、土木局・財政局・労務局及び天王寺区・都島区・住吉区の各区災害救助隊から多数の応援をうけた。その延人員も二百二十六人に達したのである。

また、今次のジーン台風の襲来については、府知事は直に災害救助法を適用して罹災者に精米・ビスケット・粉ミルク・育児食・沢庵・梅干・味噌・塩・かん詰・飴・キャラメル・燐寸・灯油・薪・ロソク・鍋・釜・コンロ・庖丁・ノート・鉛筆・絵本・歯磨・タオル・パンツ・シヤツ・ズロース・晒・毛布・蒲団・男女学童服・男女外衣・蕙等の救援物資を配給した。

なお前記救援物資のほかに、特に生野区婦人十日会からは金品の見舞を受け、また、阿倍野区日赤奉仕団からも衣類の救援を受けたことを、ここに記録して感謝の意を表したい。

第六編 教 育

一 編 入 以 前

維新前は諸藩が武家の子弟のために藩營の教育機関を設けたものが多かったが、幕府直轄領であつた大阪はこのような機関はなく、その代り庶民のために読み書き・手習い・算盤を教える寺小屋式の私塾が多かつた。明治五年八月太政官布告二百十四号によつて全国に学制が發布せられ本区に初めて玉出小学校が勝間村の長源寺に仮教場を置いて、その名も「第六大区一小区第三番小学校」として明治六年二月に呱呱の声を上げた。続いて同年三月弘治小学校の前身が今宮村役場の楼上に発足して「西成郡第一区此度区中第一番小学校新規建營ニ付為資費金貳百四下遣候事」と翌年二月一日付大阪府権知事渡辺昇の名儀で下付せられ、これに村費八百七十九圓二拾五錢を加えて間口五間・奥行十間の校舎が建つたのも今は昔の話。続いて同八年に津守校・同十年に粉浜校が開校し、その後上等・下等の各等八級、毎級の修業期限六ヶ月制から、同十五年には初等三年・中等三年・高等二年となり、同十九年の勅令によつて尋常四年・高等四年とし、六歳から十四歳の八ヶ年を学齢として子弟の教育を義務とした。

明治二十三年十月には教育勅語が出て、更に同四十年には尋常を六年に延長せられ教育の強化とともに人口もまた、著しく増加し、大正十四年の市域拡張によつて西成区が誕生した時には小学校も今宮町五・玉出町三・津守村二・粉浜村一の計十一校となつた。

本区内で最初の幼稚園は、大正二年に創立した田端通二丁目の私立開花幼稚園で、続いて長橋通一丁目の不二幼稚園、市立では粉浜本町二丁目の粉浜幼稚園が大正十三年に創立せられている。旧制中学校では現在の今宮工業高等学校が大正三年府立職工学校分校として発足し、同五年に独立して今宮職工学校となつた。

戦災で廃止された今宮図書館は、今宮町で文庫の形式で図書を購入していたものを、大正十一年館則を定めて同年八月に開館せられたものである。

二編 入 以 後

明治四十年来の懸案であつた教育の機会均等は、編入当時の関係町村が合併同意の条件の一つであつて、昭和二年学区制が廃止せられ、中央部の持てる学区と周囲部の持たざる学区の矛盾が是正せられた。大正十四年十月に北津守校・昭和二年に松宮校・同五年には開校と東粉浜校の二校が新設せられて計十五校となり、幼稚園も市立玉出・私立今五・今六・信愛・昭和と計八園と

なつた。

たまたま、昭和九年九月二十一日の風水害により、北津守校全壊し、長橋・南津守・粉浜・天下茶屋の各校半壊した。殊に千本小学校では児童九名死亡し、八十四名の重軽傷者を出した。

同年十月実業補習学校の実用的な面と、青年訓練所の精神教育面を採り入れて青年学校令が布かれ、各小学校の他に大きな工場に私立青年学校が十五校も設立せられた。またこの年津守裁縫学校が高等家政女学校に昇格せられ、同十三年には梅南校と私立旭幼稚園が生れ、施設の最も充実した時代であつた。

支那事変によつて国民の生活に軍国調が浸透し、太平洋戦争に先立ち、同十六年四月には独逸教育を範として小学校を国民学校と改称した。

昭和十八年の区域変更により粉浜の二校が住吉区え、新たに天下茶屋校が本区え移管せられたが山王地区は依然として阿倍野区の金塚校え通学することとなり、種々の面で今だに不便をかかたれている。

戦況漸く苛烈となつた昭和十九年秋頃から学童疎開が開始されたが、本区は大阪市の南部に位置する関係上、府下泉南郡及び和歌山県下に疎開したのである。すなわち弘治校は泉南郡日根野村に長橋校は同郡孝子村・淡輪町・下莊村・西鳥取村に、萩之茶屋校は同郡樽井町・西信達村に、

開校は同郡信達村に、今宮校は同郡尾崎町・鳥取ノ荘村に、北津守校は貝塚市水間町に、橘校は和歌山県海草郡紀井村・川長村・山口村に、千本校は同郡安原村・亀川村・巽村に、津守校は同郡加太町に、南津守校は同郡有功村に、梅南校は同郡西和佐村及び和歌山市紀三井寺に、松宮校は同県有田郡箕島村に、玉出校は同郡湯浅町・広村・田殿村に、天下茶屋校は同郡鳥屋城村・御霊村・石垣村に、岸里校は海南市に疎開したのであるが、多くは寺院を教場兼宿舍に充て、困苦欠亡に耐えて勉学に精進したのである。

後ち、昭和二十年五六月頃には長橋校は島根県飯石郡来島村に、梅南校は滋賀県甲賀郡土山村に岸里校は同郡狭山村に、津守校は同郡伴谷村に再疎開している。

昭和二十年の戦災で各校の半数と各校下は多くの災害を受けたのであるが、特に開国民学校はその校下の大部分が戦災を受け焼失したので閉鎖されることとなり、また、幼稚園では玉出幼稚園を除いては全部閉鎖せられた。

終戦になつて各校ともそれぞれ疎開先から復帰したが、窓ガラスが破損し、また、戦災校では教室が不足していたので、講堂を仕切つたところで寒い風に手を凍らせて勉強する学童の姿は実にいたいたしかつた。

三 終 戦 以 後

新しい日本の門出にあつて、教育民主化の方式が本格的に論議せられ、昭和二十一年三月米
国教育使節団の訪日を契機として、同二十二年三月教育基本法及び学校教育法が公布せられ、い
はゆる、六・三・三・四制が確立して、新学制実施協議会によりその整備を図つた結果、本区に
天下茶屋・今宮・成南の各新制中学校が生れたが、翌年更に鶴見橋中学校が設立せられ、府立今
宮職工学校は府立今宮工業高等学校となり、津守高等家政女学校は南区の御津商業高等学校と合
併せられた。また、目下建設計画の進められているものに第五中学校があり昭和二十六年の就学
期には竣工の予定である。

「不当な支配に服することなく国民全体に対し直接に責任を負つて行われる」ことを目的とし
た教育委員会法は、昭和二十三年七月公布施行せられ、教育の地方分権が実現せられた。また、
同年六月からP・T・Aが正式に発足し、先生を中心とした従来の単なる後援会を解消して、区
民のための眞の民主的教育行政が実施せられることとなつた。

続いて同二十四年には市立津守幼稚園と私立聖心・鶴見橋幼稚園が設立せられた。
次いで同年三月から一般市民を対象として民主主義の理解と日常生活の浸透並びに文化的教

養の向上を図るため、いはゆる成人教育が実施せられ、全小学校を会場として法律・政治・労働経済・公共福祉等について講習会が実施せられている。

更に学校教育・社会教育に加えて教育改正の特色は健康教育の実施で、学校給食・駆虫対策とともに体育厚生協会が組織せられ、会社・学校・クラブ・個人等多数の会員により各種のスポーツやリクレーションが催されている。

その他特種なものに、古い話では大正の始め頃、中等学校入学受験準備のため玉出子章覺に学んだ人も多く、昭和五年に鶴見橋通二丁目に関西高等理髪学校が設立せられ同十七年八尾へ移転し、また昭和二年に義務教育を受けられない者のために甲岸町に徳風勤労学校が設けられ、梅南通の朝鮮人小学校は、昭和二十三年の全国的な閉鎖問題から正式に認可を受けて、金剛小学校として再出発し、潮路通二丁目には時代の脚光を浴びて天下茶屋洋裁女学校が誕生したのである。

四 P・T・A

P・T・Aの起源はアメリカで南北戦争の起る直前の千八百五十五年頃、子供の幸福・子供の教育のためには、父母と先生とが密接に協力し、子供の生活のなかにとけこまなければならぬという新しい教育的な考えから起つたもので、戦後わが国の教育方針が確立せられ、本区において

ても昭和二十三年六月から、先生を中心とした従来の後援会を解消して、幼稚園二・小学校十
四・中学校四・合計二十校のP・T・Aが正式に発足し、更に相互の連絡を図り、健全な発展を目的として昭和二十四年十月西成区P・T・A連絡協議会が結成せられ、極めて民主的にうまく運営されている。

五 成人教育講座

昭和二十一年三月アメリカ教育使節団の訪日を契機として、教育基本法及び学校教育法が公布され、いはゆる六・三・三・四制が確立されたが、続いて同二十四年六月に社会教育法が公布され、新教育の特色の一つである社会教育が採り上げられることとなつた。成人教育講座はその具体的な現われとして、使節団の報告文中「広範囲の成人教育計画は、その人的資源の最高度の発展を求める社会に、必要欠くべからざるもの」との勧告により、P・T・Aを中心として昭和二十四年四月から実施せられたもので、これは民主主義原理の理解と日常生活への浸透・市政の普及・文化的教養の向上を目的とし、本区においても区内の有識者・教官を講師として法律・政治経済・公衆衛生などについて講習会を実施し、昭和二十四年度における開講数は、法律政治八十六・経済労働五十六・公衆衛生四十一・公共福祉三十・公民教育四十三・視覚教育二十・其の

他十三・計二百八十九回、年間受講者延人員二万三千六百六十九名に達し、昭和二十五年に入るとともに受講者の数は増加の一途を辿り、加えて三月より指導者講習会等を開き、更に社会教育団体の有識者をもつて組織された西成区成人講座運営委員会の推進と相俟つて、その成果は多大の期待をもつてみられている。

六 体育厚生協会

本市においては市民の体育運動の健全な発達と明朗な心身の育成を図るため、昭和二十一年六月大阪体育同好会が組織され、本区においても同じく町会時代の体操指導者を母体として体育愛好家の会を設けることとなつたのである。これが本市における終戦後の市民を対象とする体育運動の最初のものであつた。

その後、昭和二十二年八月市衛生局に体育課が新設せられ、第一回市民総合体育大会が十一月十六日から十二月十三日までの間に行われた。

翌二十三年二月には大阪市体育厚生協会が生れ、同年五月には本区にも市の協力機関である西成支部が設けられ、支部長・副支部長・その他の役員や各校下及び職域団体から委員が選ばれて委員会も置かれた。

同年八月には支部結成記念行事として、軟式野球大会とマラソン大会が挙行された。マラソン大会は八月一日に本区役所前の南北道路国道十六号線で行われ、野球大会は、同月一・七・八日の三日間大日本紡績の津守球場で行われた。区内各地区から選出された九チーム（梅南・千本・天下茶屋・北津守・岸里・玉出・津守・萩之茶屋・今宮）によつて争われたが、津守チームが3対1で梅南チームを破り優勝した。また、十月三日には女子ソフトボール大会が、西成第一中学校において四チーム（橘・梅南・長橋・津守）で争われ、橘チームが2A対1で長橋チームに優勝している。

爾来本支部は大阪市体育厚生協会の事業に全面的に協力しているが、うちでも毎年の行事である市長杯争奪各区対抗水泳・卓球・相撲・陸上・軟式野球競技大会には必ず区内加盟団体の優秀チームから予選を行い代表チームをそれぞれの大会に送つてゐる。

過去における成績中の一・二を挙げれば、水泳では昭和二十五年九月の第三回大会では男十三人・女七人の選手を送り三十二点、第四位を占め、同年十一月の相撲大会では杉本章選手が個人戦に優勝している。軟式野球大会では昭和二十三年にオール西成、同二十四年に共和ゴム・全西成クラブ、同二十五年に西成キングを送つたが、二十三年のオール西成は優勝戦で、旭第一クラブを1A対0で破り優勝したのである。

昭和二十五年八月十二・十三両日扇町国際プールにおいて行われた日米対抗水上競技大会はスポーツを通じての国際親善に資するほか、一般市民のスポーツに対する関心を深めるところが多かつた。

当区における体育厚生協会西成支部も昭和二十五年四月大阪市西成区体育厚生協会に改められ市の体育事業に協力するかわら、区独自の市民体育運動の計画が樹立されている。

七 婦 人 会

わが国において婦人運動の胎動をみたのは明治中期のころからであるが、全国的に愛国婦人会が結成されたのが、わが国婦人団体運動の初めである。

その後昭和四年国防婦人会が結成され、二つの婦人団体が併行してわが国婦人運動の主流をなしてきたのであるが、昭和十六年八月にいたり、これが合同の大日本婦人会の誕生をみたのである。この大日本婦人会は太平洋戦争中は、わが国婦人運動の主流をなし活動していたのであるが終戦に伴い他の団体とともに解散されたのである。

本区においては大日本婦人会が解散されたので、新婦人運動団体の必要にせまられ、昭和二十一年十月一日大阪市西成区婦人会の結成をみたのである。その役員には町会聯合会の婦人部長を

もつて充て、町会聯合会長は参与とし、会員も六百十一人に上つたので、同年十月七日弘治小学校校堂において盛大な結成式を挙げたのである。

昭和二十一年中の行事としては、電気講習会二回開催し、同二十二年には講演会・座談会等を開催し、また、和歌山刑務所をも見学して着々事業を進めつつあつたが、同年五月三日に至り町内会部落会またはその連合会等が解散され、就職禁止その他の制限の発表があつたので、その活動も消極的となり、その事業も停止状態に入つたのである。

その後昭和二十四年三月十六日に至り日本の民主化と世界平和に役立つことを目的とする大阪市新生活婦人協議会西成支部が結成され、支部長・副支部長・その他の役員が選ばれ、各校下に地区委員会が設けられたのである。これが現在本区における新婦人運動展開中の大阪市新生活婦人連絡協議会である。

本協議会の昭和二十四年中の行事の主なるものは、放送局見学・講演会開催・優生移動展覧会開催等で、同二十五年中には妊婦栄養料理及び離乳期食の講習会ほか三件の講習会が開催せられ津守下水処理場の見学や結婚生活と離婚問題の講演会等にも参加している。

八 聖 徳 育 英 会

本会は健全な精神と健康な身体をもちながら、学資の続かないため、その優秀な素質を伸ばせない若い学徒のために、学資を援助し勉学に精進する機会を与え、有為の人材を養成する目的をもつて、昭和十六年四月創立されたものである。

本会の事務所は弘治小学校に置いている。歴代の校長が奉仕心をもつてその事務を取扱い、過去数年間区内の多くの要援助学徒に援助の手をのびして、中等学校に通学させてきたのであるが、昭和二十二年四月新学制が実施せられ、中学校が義務教育となつたので、これを機会に区内の学徒に限らず大阪全市の高等学校以上の学徒にも援助の手をのびすこととなつたのである。現在感謝の勉学を続けているものは中学校六人・高等学校十人・大学五人の二十一人である。

本会の創立動機は、たまたま、昭和十五年十一月本区西萩町米田産婦人科・米田徳次郎氏が、紀元二千六百年の祝典にあたり、大阪府民の代表として、両陛下の間近に賜餐の光栄を得、感激したことに始つたのである。同氏はこれを機会として「医は仁術だ、だがそれで得た報酬をさらに世の中の役にたてるのが出来たら……」とのかねてからの念願をこの教育事業である聖徳育英会の独力創立に具体化されたのである。

爾来同氏は援助学徒の育成をわが子の育成の如く喜び、たまたま、一堂に会しての懇談の一とを過ぎすことは、同氏唯一の楽しみである。なお同氏は古くから司法保護委員として、司法保護

事業に尽力せられ、現在は西成保護区の成人保護司会長として、刑余者のよき相談相手であり、区内の成人保護観察その他の司法保護業務に尽力されている。

九 学校幼稚園一覧表

(昭和二十六年一月一日現在)

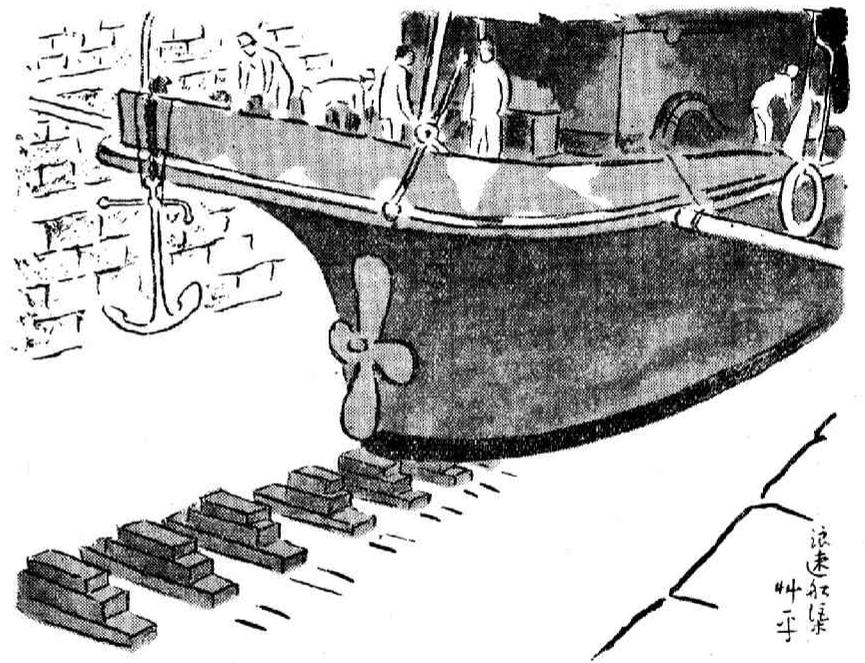
一 高等学校 (二校)

校名	公私立別	生徒数	教職員数	所在地	通学区
今宮工業	府立	定時制 夜間 三六九 三七五	八三 五七 二二	西四条二丁目一	阿倍野区・住吉区・西成区・浪速区

二 中学校 (四校)

校名	公私立別	生徒数	教職員数	所在地	通学区
天下茶屋	市立	一、〇五九	三九	柳通二丁目一	橋・天下茶屋小学校の区域
今宮	同	一、二四六	四三	東四条二丁目二八	弘治・萩之茶屋・今宮小学校の区域
成南	同	一、五二〇	五三	新開通三丁目二〇	玉出・岸里・千本・南津守小学校の区域
鶴見橋	同	一、二九〇	四八	長橋通九丁目四	長橋・松宮・梅南・津守・北津守小学校の区域

三 小学校 (二五校)



第七編 民政

一 概 況

大阪に於ける貧民救済事業の歴史は古く、それぞれの時代の実情に応じて早くから慈惠的隣保救済が行われていたがそれは臨時的・特殊的・消極的な様相の推移にとどまつたのである。

明治・大正時代の救済法規の中心をなしたものは、明治七年十月大政官布告第百六十二号による恤救規則で、救護法制定に至るまで約半世紀にわたつて存続していた。

町村役場の片隅において狭少な範囲で行われていた恤救事業が組織ある統制と近代的な形式を備えるに至つたのは大正七年のいわゆる、米騒動以後のことである。すなわち、第一次世界大戦を契機とする社会変動期に當つて、経済社会の欠陥が急激に現われ社会下層階級の援護が急務となつたので、同年十月には大阪府令をもつて方面委員制度が設けられ、大阪市から漸次接続町村に及んで実施せられたのである。

その後、昭和七年一月一日に至り救護法が実施せられ、爾来同法の定むるところにしたがつて貧困者の救済に當つて来たのであるが、この間方面委員は高潔な奉仕心をもつて至愛を区内細民

の生活に注ぎ年とともにその功績の著しいものがあつた。

第二次世界大戦中は事業の重点を専ら出征軍人の遺家族・統制経済に基く犠牲者・一般困窮者等に向けられたのであるが、終戦により社会経済情勢が一変しとくに戦災者・引揚者・離職者・インフレーションの昂進に伴い公共の扶助を必要とする要援護者が急激に増加したので、これに対し適切強力な救護措置を講ずるために、昭和二十一年十月生活保護法が施行せられた。これによつて従来の救護法・軍事扶助法・母子保護法・医療保護法は廃止されたのである。

また、昭和二十一年九月には勅令第四百二十六号により方面委員令が民生委員令に、更に昭和二十三年七月には法律第九十八号により民生委員法と改正せられ、同年四月に児童福祉法が施行せられるに及んで、民生委員は同時に児童委員をも兼ねることとなつた、なお生活保護法は憲法第二十五条に基いて、国家責任による国民の生活保障を明確にするために、昭和二十五年五月全面的に改正されたのである。

かくて民生事務は永らく区長の所管事務であつたが、その職務の専門化するに伴い事務能率の統合的増進を図るために、昭和二十五年五月一日から市民生局長直轄の西南部民生安定所（本区役所内）で取扱うこととなつた。

ちなみに民生安定所は生活保護法・児童福祉法並びに同年四月施行の身体傷害者福祉法に関する事務を取扱つてゐる。

二 要 援 護 者

終戦後の社会情勢の激変により生活困窮者は益々増加し、且つインフレーションによる生計費の高騰は更にこれに拍車をかける傾向にあるので、これに対し生活保護法により保護の万全を図るために、民生安定所員並びに民生委員は絶えず保護家庭の発見・指導・調査を行い、漏救・濫救の絶無を期してゐる。

本区における終戦以来の援護費の支出額は、昭和二十年度・五万一千二百八十四円、同二十一年度・百二十三万七千七百八十四円、同二十二年度・九百六十一万九千三百五十四円、同二十三年度・千四百五十七万七千六百七十四円、同二十四年度・二千九十九万四千六百六十七円である。なお、同二十五年十二月末の援護状況は次表の通りであるが、これらに対する援護費は月平均二百三十三万四千九百八十四円に達し、生活扶助費の百二十四万五千百三十七円（援護費月平均の五八・三%）及び医療扶助費の八十万三千四百五十七円（同三七・六%）がその大部分を占めており、その援護世帯は千八百五十三世帯で、人員は四千四百三十八人である。

一 生活保護法実施状況

（昭和二十五年十二月末現在）

地区名	世帯数	人口	民生委員 現在数	被保護世帯 生活扶助 住宅扶助 教育扶助 医療扶助 出産扶助 生業扶助 葬祭扶助	並びに 世帯 人 員
弘治	二、八七〇	一一、一五五	一〇	三三 六八 五八 二二 二二 二二 二二	八 八 八 八 八 八 八
長橋	三、八八七	一〇、〇八一	一〇	六二 一七 一七 一七 一七 一七 一七	六 六 六 六 六 六 六
萩之茶屋	三、八八七	一〇、〇八一	七	一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇	七 七 七 七 七 七 七
今宮	四、〇〇〇	一三、三三三	一六	一六 一六 一六 一六 一六 一六 一六	一六 一六 一六 一六 一六 一六 一六
橋	三、八八七	一三、三三三	一三	一三 一三 一三 一三 一三 一三 一三	一三 一三 一三 一三 一三 一三 一三
梅南	三、八八七	一三、三三三	七	一三 一三 一三 一三 一三 一三 一三	七 七 七 七 七 七 七
松宮	三、八八七	一三、三三三	一三	一三 一三 一三 一三 一三 一三 一三	一三 一三 一三 一三 一三 一三 一三
玉出	三、八八七	一三、三三三	一三	一三 一三 一三 一三 一三 一三 一三	一三 一三 一三 一三 一三 一三 一三
岸里	三、八八七	一三、三三三	一〇	一三 一三 一三 一三 一三 一三 一三	一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇
千本	三、八八七	一三、三三三	一五	一三 一三 一三 一三 一三 一三 一三	一五 一五 一五 一五 一五 一五 一五
北津守	三、八八七	一三、三三三	六	一三 一三 一三 一三 一三 一三 一三	六 六 六 六 六 六 六
津守	三、八八七	一三、三三三	五	一三 一三 一三 一三 一三 一三 一三	五 五 五 五 五 五 五
南津守	三、八八七	一三、三三三	五	一三 一三 一三 一三 一三 一三 一三	五 五 五 五 五 五 五
山王	三、八八七	一三、三三三	七	一三 一三 一三 一三 一三 一三 一三	七 七 七 七 七 七 七
天下茶屋	三、八八七	一三、三三三	一	一三 一三 一三 一三 一三 一三 一三	一 一 一 一 一 一 一
計	三、八八七	一三、三三三	一〇三	一〇三 一〇三 一〇三 一〇三 一〇三 一〇三 一〇三	一〇三 一〇三 一〇三 一〇三 一〇三 一〇三 一〇三

二 生活保護費支出月額

(平均月額)

生活扶助費	一、二四八、一三七円	出産扶助費	四、二五〇円
住宅扶助費	三六、六三〇円	生業扶助費	一、五〇〇円
教育扶助費	一〇、八九三円	葬祭扶助費	三三、一一七円
医療扶助費	八〇三、四五七円	計	二、一三四、九八四円

三 児童保護

本事業は幼児の保護者が労働または疾病等の理由により保育に欠けている幼児を優先的に受託し、なお余裕ある場合には一般幼児をも受託して、心身ともに健かに育成するよう指導するものであつて、現在本区内には次の六ヶ所がある。

組織	名称	定員	所在地
市立	今宮市民館保育部	四〇	東田町七三
同	千本保育所	五〇	千本通六の三一
財団法人	みのり園保育所	一一二	長橋通一の二

組織	名称	定員	所在地
私立	聖化保育園	五五	千本通六の一
同	恵光保育所	五〇	南神合町三六
同	四恩学園乳児院	三五	西入船町一

四 隣保事業

隣保事業の使命は隣保地域内の区民の福利増進を図ることにある。これが施設としては玉出市民館（辰己通一丁目）及び今宮市民館（旭南通五丁目）があつたが、いずれも戦災により焼失したのである。しかしながら昭和二十二年三月には今宮市民館（東田町）がいち早く再建されたのである。

市民館における事業の概要は、隣保区民ことに生活困窮者・罹災者・引揚者等の身上・生活等に関する諸問題及び青少年教育相談等の個別指導・教化厚生事業・児童保護事業・医療保護事業・経済保護事業等生活の各面にわたつてゐる。

また、事業運営の民主化を図り市民館と区民との結びつきを密接にするために地元代表者に委員を委託して、事業運営委員会を組織し真に隣保区民の要望に応じた事業の運営を行うよう努力してゐる。

五 浮浪者と行旅死亡人

もと本区内の東・西入船町附近は、いわゆる、釜ヶ崎といわれ全国各地よりの浮浪者が蟻集して特殊な異観を呈していたところである。

これら無職者を收容保護する目的をもつて、昭和四年二月東田町に市立今宮保護所を創設し、

同九年七月には大阪救護協会が経営していた今宮簡易宿泊所を今宮保護所の分館として本市に移管して、その保護に努めてきたのであるが戦災により同保護所及び釜ヶ崎一帯が焼失したので浮浪者の数は戦災以前に比して著しく減少したのである。

また行旅中の死亡者若しくは住所不明の死亡者で引取人のない者或は歩行に堪えない行旅中の病者は区において埋葬しまたは救護してゐる。

昭和二十四年度における被救人員をみると、行旅死亡人は十九人で、行旅病人は五十三人となつてゐる。

ちなみにこれら行旅病人は弘済会長柄分院へ送致することになつてゐる。

六 勤労者宿泊所

定住地のない生活困窮者のうち満十八歳以上六十歳以下の単身の男子で、身体強健な者を收容して勤労意欲の向上を図るとともに適切な生活指導を行つてゐるものに、昭和二十三年六月創設の市立西成寮（松通七の六）がある。その現在定員数は四百八十名となつてゐる。

なお、私設の收容施設としては、明治四十五年六月創立の財団法人大阪自彊館（西入船町二三）と四恩学園養護院（西入船町一）及び特殊婦人保護施設としての朝光寮（松田町一の一四二）があ

る。

七 引揚者と復員者

一般引揚者・復員者・在外留守家族に対しては、救護物資の配給、臨時生活援護資金の支給等によつて、援護に當つてきたのである。

昭和二十五年十二月末現在で本区内に定住している復員者数は四千七百五十六人で、引揚者数は二千八十世帯・四千五百一人である。

なお、本区内における引揚者収容施設としては、財団法人大阪福祉事業財団天下茶屋寮（天下茶屋三の九七）がある。

八 方面委員と民生委員

民生委員制度の前身は方面委員制度である。方面委員制度が生れたのは、大正七年第一次世界大戦の直後で、当時は戦勝国として、我が国の経済界は好況を呈し、物価は非常に騰貴を来した。その結果一面生活に困窮するものを生じ、いわゆる米騒動というような事件まで起きたのである。そこで、時の大阪府知事林市蔵氏は大阪府告示第二百五十六号を以て「大阪府方面委員」の

制度を創設し、貧困者の生活の援助に当らしめたのである。

又、生活保護法の前身はいわゆる救護法であつて、これは方面委員の熱心なる活動に刺戟せられ、又そのたゆまざる促進運動によつて漸く昭和四年に制定せられ、同七年から施行せられたのである。方面委員制度は前述の如く自然発生的な任意の制度であつたが、国家もその方面委員の熱心なる活動とその成果に鑑み、昭和十一年勅令を以て方面委員令を制定したのである。

終戦とともに社会情勢は一変し、全くの混乱状態に陥り、経済状態は顛倒し、道義は地に陥ち生活困窮者は社会の各方面に続出した。斯うした困窮者を援護することは、当然国家や市町村が義務として行わなければならない。従来のような方面委員が行つてきた慈善事業的な考えをもつては、到底その目的を達することは出来ないということになり、昭和二十一年十月一日民生委員令の公布を見たのであつて、二十八年間の長きに亘る方面委員制度は、ここに民生委員制度に切替えられることとなつたのである。

国家は国民の最低生活を保障するために、生活保護法を施行し、又児童や妊産婦の福祉を増進して、第二の国民を愛育するために、児童福祉法を制定した。これらの法律を生きた法律として活用し、その効果を發揮させるため、国家は第一線の機関として民生委員をこれに充て、児童福祉法では、これを児童委員と呼ぶこととなつた。民生委員の活動がこうして、次第に国民生活と

切つても切れないほど密接な関係を持つようになると、このように重大な制度は、是非とも、国民の代表者である国会の議決を経た法律上の制度としなければならぬという声が生れて来て、第二国会において民生委員法が制定せられ、昭和二十三年七月二十九日から施行せられて今日に至つたのである。

方面委員制度 本区における方面委員制度としては、その時の社会情勢に応じて、屢々変更を見ているが、終戦前には次の如く四方面に区分し、それぞれ事務所を持つて、生活困窮者の救護に當つていた。それが終戦後には、西成区方面として一つに統一せられ、而してこれを最後に昭和二十一年十月民生委員制度に切替えられたのである。尙その当時の方面委員は八十名程度であつて、事務所並びに常務委員は次の通りである。

西成区 第一方面 (萩之茶屋小学校内)	常務委員 道野 源七
同 第二方面 (旭南通五丁目今宮市民館内)	同 中村 常次郎
同 第三方面 (玉出市民館内)	同 実野 作雄
同 第四方面 (中開三丁目浮田託児所)	同 吉宗 貞之

民生委員推薦會 昭和二十一年十月方面委員制度が民生委員制度に改革されるとともに、民生委員の選任の手續としては、区に民生委員小推薦會が設けられ、区の委員会において推薦したも

のを市の民生委員推薦會において詮考し、更に同様府の審査會において詮考した上、厚生大臣がこれを委嘱するという慎重な手續を経ることとなつたのである。

民生委員制度 民生委員には、地域を担当して専ら要援護者の扶助に當る者と、別に医師・弁護士・宗教家等の如く、特別の学識経験に基いて、要援護者の相談相手となり、これを指導するいわゆる事項別民生委員との二種の區別がある。現在事項別委員は十六名であり、又民生委員中婦人の委員は十九名である。なお現在本区における民生委員は総數百五十名を數えている。

民生委員協議會 民生委員は各校下ごとに、地区民生委員協議會を結成し、その代表者である委員長を互選し、その委員長をもつて区民生委員協議會を結成し、更にその代表者である常務は大阪市民生委員常務委員協議會を結成している。これらの協議會においては各区における、或はそれぞれの校下における、民生事業の運営連絡について協議し、援護の歩調を一にすることを目的としているのである。又別に民生委員は大阪市民生委員連盟を結成し、更にこれは五大都市民生委員連盟に加入している。

九 児童福祉司と児童委員 (民生委員兼務)

わが国民のうち満十八歳に満たない少年・幼児・乳児が国及び地方公共団体の責任において、

心身ともに健かに生れ、且つ育成され、ひとしく生活が保障され愛護される目的をもつて昭和十二年十二月十二日法律第六十四号をもつて、児童福祉法が公布された。

これによるとその機関としては中央に厚生大臣の管理のもとに中央児童福祉審議会（委員四十人以内）が設けられ、都道府県に都道府県知事の管理のもとに都道府県児童福祉審議会（委員二十人以内）が設けられ、市町村には市町村長の管理のもとに市町村児童福祉審議会（委員二十人以内）を置くことができることとなつてゐる。

これら各審議会はそれぞれの諮問に答え、または関係行政機関に意見を具申することができる、中央児童福祉審議会及び都道府県審議会は児童の福祉を図るため、芸能・出版物・玩具・遊戯等を推薦しまたはそれらを製作し・興行し、若しくは販売する者等に対し必要な勧告をすることができることとなつてゐる。

また、児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉に関する事項について、相談に応じまたは必要な注意を与える等、これらの者の福祉の増進に努めるために、都道府県に児童相談所を設け児童福祉司を置いてゐる。

児童福祉司は事務員または技術員をもつてこれに充て、児童及び妊産婦の保護・保健その他福祉に関する事業につき経験または学識のある者のなかからこれを任用し都道府県知事の定める区域により職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができることとなつてゐる。

次に市町村の区域には児童委員が置かれ、民生委員法による民生委員がこれに充てられてゐる。児童委員は児童及び妊産婦につき、つねにその生活及び環境の状態をつまびらかにし、その保護・保健その他福祉に関し援助及び指導をすることともに、児童福祉司の行う職務に協力し、児童福祉司と同様に担当区域内における児童または妊産婦に関し、必要な事項につきその担当区域を管轄する児童相談所長または市町村長にその状況を通知し、併せて意見を述べなければならぬことになつてゐる。

本区内は大阪府中央児童相談所の管轄に属し、昭和二十五年十二月末現在で、児童福祉法の適用を受けてゐるものは指導中のケース八十四人・保留中のケース二十二人・計百六人で、その世帯は八十八世帯である。

一〇 少年保護司と成人保護司

いわゆる刑余者のよき相談相手としての司法保護委員の制度は司法保護事業法の施行された昭和十四年九月以前からあつて、その献身的な努力により幾多の犯罪者を更生させ、犯罪の防遏に大きな功績を残したのであるが、昭和二十五年五月二十五日法律第二百三号をもつて、更生緊急

保護法が施行されたので、司法保護事業法とこれに基く司法保護委員令が廃止されたのである。したがつて司法保護委員の制度も廃止されることになつたのであるが、この司法保護委員は、犯罪者予防更生法による保護観察その他の犯罪前歴者の改善・更生並びに犯罪の予防活動等に必要不可欠な任務を帯びているので、是非ともこの種事務に従事する者の組織と権限に関する法律を新たに制定する必要が生じたのである。

ここにおいて政府は昭和二十五年五月二十五日法律第二百四号をもつて保護司法を制定し、更生緊急保護法と同時に施行したのである。この法律は犯罪者予防更生法その他関係法令と完全に調和した独立法で従来の司法保護委員を保護司に替えて、これに適用すべき各般の基準を定めたものである。ゆえに従来の司法保護委員の性格を受け継いでいるもので、その服務の基本態勢は社会奉仕の精神をもつて、その職務を遂行するものである。

従来の司法保護委員の任命または解任は法務総裁であつたが、保護司の委嘱または解嘱は中央更生保護委員会がすることとなつた。

これよりさき犯罪者の改善及び更生を助け、恩赦の適正な運用を図り、仮釈放その他の関係事項の管理について公正妥当な制度を定め、犯罪予防の活動を助長し、もつて社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的として昭和二十四年五月三十一日法律第四百四十二号をもつ

て犯罪者予防更生法が公布され、同年七月一日から施行されている。

これによると中央に法務府の外局として、中央厚生保護委員会が設けられ、高等裁判所の管轄区域ごとに地方少年保護委員会と地方成人保護委員会とが設けられ各地方保護委員会ごとに事務局が置かれ、その下に各家庭裁判所の所在地ごとに少年保護観察所と各地方裁判所の所在地ごとに成人保護観察所が設けられ各観察所に保護観察官が置かれ、つねに、監獄の長並びに少年院長と密接な連絡を保つて保護観察、人格考査及び地方少年保護委員会または地方成人保護委員会の権限に属するその他の事項に関する事務に従事している。

地方保護委員会の権限は地方少年保護委員会においては、一、青少年について犯罪者予防更生法の定めるところにより、保護観察を実施すること、二、青少年について法令の定めるところにより、特赦・特定の者に対する減刑・刑の執行免除及び特定の者に対する復権の実施に関する事務を行うこと、三、その他犯罪者予防更生法及び他の法律により地方少年保護委員会の権限に属せしめられた事項。

地方成人保護委員会においては、一、成人について犯罪者予防更生法の定めるところにより、保護観察を実施すること、二、成人について法令に定めるところにより、特赦・特定の者に対する減刑・刑の執行免除及び特定の者に対する復権の実施に関する事務を行うこと、三、その他犯

罪者予防更生法及び他の法律により地方成人委員会の権限に属せしめられた事項。

また、両委員会におけるものでは、一、地方少年保護委員会は青少年について、地方成人保護委員会は成人についてそれぞれ、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十八条及び第三十条にいう行政官庁として仮出獄及び仮退院を許し、及び仮出獄を取り消し、並びに仮出獄を許す権限を有する。二、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会は、それぞれ、犯罪者の更生を図るため世論を啓発指導し、社会環境を改善し、犯罪の予防を目的とする地方の住民の活動を助長することに努めなければならないのである。

犯罪者予防更生法によると地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会は保護観察官で充分でないときは、保護司をしてそれぞれ、指導監督のもとに、その委員会に属する事項に関する事務に従事させることができることとなつていたので中央厚生保護委員会では、都道府県の区域を分けて、定めた保護区に保護司を置くこととし、全国を通じて五万二千五百人を定数として地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の意見を聞いて、その土地の人口・経済・犯罪の状況その他の事項を考慮して各保護区の定数を決定している。

西成保護区の少年保護司並びに成人保護司の定数は各々五十人で、昭和二十五年十月二十日中央厚生保護委員会で決定し同年五月二十五日に遡り適用されている。本保護区においてはこれら

各保護司をもつて、少年保護司会（現在会員数四十三人）及び成人保護司会（同四十人）が結成されている。

本地区の少年保護司の昭和二十五年十一月十一日現在の観察少年数は百三十八人で、その内訳は保護処分少年七十五人（所在不明五人）、仮釈放少年四十一人（同二人）、仮退院少年二十二人である。

また、同年一月から十一月までの環境調整受理件数は二百九十八件である。

なお、同期間における解除少年数は三十四人で、その内訳は良好解除六人・満令二人・少年院送致五人・仮釈放少年二十一人（期間満了十七人・再犯服役四人）である。

次に本地区の成人保護司の昭和二十五年十一月末現在の観察実施中のものは百二十七人で同年一月から十月末までの共助事件取扱件数は四百七十八件である。

一 共同募金と日赤募金

終戦後新憲法の施行に伴い国家及び地方公共団体は、その公金をもつて、私設の慈善事業に補助を与えることが出来なくなつた。これがため多くの私設の社会事業団体ではその運営に少からず支障を来たすようになった。ここにおいてわが国でもアメリカなどに行われているコミュニティ

テイ・チエストにならつて、全国的な「たすけあい」運動を展開し、その得た拠金は社会事業団体の運営費の補助金として、或はその施設の奨励金として配分し、又直接要援護者に対しても援助金として支給することとなつたのである。これが共同募金運動である。これは国家や地方公共団体や或はその公務員の運動ではなく、純然たる市民の自由意志に基く自発的なたすけあいの心によつて生れた運動である。東京に本部があり、各府・県・市にも募金委員会が設けられた。本区にもこれと同様に民間有志者、殊に日赤奉仕団・民生委員或は婦人会等も加わつて、募金委員会が設立せられ、直接募金事務に当ることとなつた。ここで取扱う募金の種類には、戸別募金・街頭募金・学校募金・職域募金等の区別があるが何れも本区では優秀な成績を収めてきている。

日本赤十字社はその設立趣旨に示されている如く、平時は人類愛と世界の平和を目的として、種々の社会事業を営んであり、殊に災害救助法の制定とともに、一朝有事の際には救助隊として有力なる活動をなさなければならぬのである。斯うした目的と事業を達成するためには、相当多額の経費を必要とするとはいうまでもない。従来この赤十字社の経費はその社員の出資するところであつたが、終戦後は従来の如き方法をもつてしては、その目的を達することが出来ず、ここに共同募金の趣旨に添つて、これに併せて日赤募金を行うこととなつたのである。この共同募金運動は昭和二十二年十月に第一回の運動を起し、共同募金と日赤募金を共同して行つた。爾

来この運動は年々続いて行われて来たが、昭和二十五年にはこれを日赤募金と共同募金とに区別して別々に行ふこととなつた。今日までの成績は次の如くである。

共同募金成績表

年 度	目 標 額	実 績 額	達 成 率	備 考
昭和二十二年 度	一、四四〇、八五二円	一、〇〇〇、九四四円	一〇〇、六%	(日赤募金 三%を含む)
昭和二十三年 度	三、一四〇、〇〇〇	三、〇六〇、八五三	九七、八%	〃
昭和二十四年 度	二、八六七、〇〇〇	二、七六九、六四四	九七、三%	〃
昭和二十五年 度	二、三三六、〇〇〇	二、六九八、二〇二	一一、七%	共同募金
〃	〃	一、〇〇三、八四三	二二、一%	日赤募金

なお、本区内における共同募金の受益の対象となつてゐるものは次の通りで、毎年の受益配分額は募集金額を上廻つてゐる。

共同募金受益団体表

団 体 名	昭和二十二年度	同 二十三年 度	同 二十四年 度
四 恩 学 園	一、四〇一、六六六円	一、一〇一、〇〇〇円	一、一〇一、〇〇〇円
み の り 園 保 育 所	一	〇	一、四〇、〇〇〇
救 世 軍 朝 光 寮	一、四〇、〇〇〇	〇	〇

大阪 自 彊 館	110,000	10,000	10,000
済生会 今宮診療所	10,000	10,000	10,000
済生会 津守診療所	10,000	10,000	10,000
邦壽会 今宮診療院	10,000	10,000	10,000
西成福祉協議会	10,000	10,000	10,000
西成ララ救済物資配分委員会	10,000	10,000	10,000
同ララ ミルク ステーション管理委員会	10,000	10,000	10,000
共同募金天下茶屋遊園地	10,000	10,000	10,000
西成区歳末見舞金	10,000	10,000	10,000
計	110,000	10,000	10,000

二二 社会福祉協議会

近來社会福祉事業の一方法として「社会福祉協議会」の行き方が全国的にとり上げられ、当区は古くから社会福祉事業の対象の地であり、各種多数の社会施設が運営せられていて関係からそのモデル地区に指定せられた。昭和二十四年の夏以来その準備が進められ同二十五年二月八日区内の関係団体・施設・学識経験者・市民代表等を網羅して「西成区社会福祉協議会」が結成せられたのである。この協議会はそれ自身が一つの実行機関となるのではなく、各種の社会事業団体或は施設相互の連絡機関となり、更に区内の社会情勢を調査研究し、必要とする事項をそれぞれ

の機関に連絡することを目的としているのである。大阪府下でこの社会福祉協議会を設けたのは本区の外市内では大淀区があり、市外では池田市がある。この三ヶ所のみであつたが、昭和二十六年には全市各区にこれを設けることとなつた。いわばこの三ヶ所の社会福祉協議会こそ一つのモデルであり、試験台であり、又今では他区の先達としての任務を果しているといふことが出来る。事実本区のこの協議会は毎月各部に分かれ例会を開き熱心なる協議と研究を進めつつあるのである。

二三 ララ 救 援 物 資

昭和二十年八月敗戦した日本国民の衣・食・住は真に惨たんたるものであつた。米国のアジャ救済公認団体は米国民から金品をあつめ、日本難民救済に衣料と食料を恵与してくれている。衣料については当区にはすでに数回配給を受け、その都度衣料困窮者え民生委員協議会・日赤奉仕団を通じて無償給与して感謝されている。食料の方は主として乳幼児と結核患者向きの粉乳・脂肪類・砂糖等で、西成保健所や四恩学園を通じて適切に、これ亦無償給与して母親や病人に喜ばれている。

一四 遺 族 厚 生 会

西成区遺族厚生会は、世界平和を強調し、戦争犠牲者に対する社会の認識と理解を高め、遺族相助け・相励まし・自力厚生 of 途を講ずる目的をもつて、昭和二十三年二月二十二日創立されたものである。

本会の事業としては、遺族の相互扶助・厚生・福利を図ること、遺族の身上相談及び職業の斡旋・遺族の慰藉・指導・戦争犠牲者の慰霊・遺族の世話に關しての關係官庁及び同種団体との連絡等が挙げられ、戦争犠牲者の慰霊祭が春秋二回執行され、遺族大会及び年二回の遺族慰安芸能大会も開催され、また、遺家族えの見舞金贈呈等の行事が行われている。なお、現在会員数は千七百二十五世帯である。

つぎに本会創設の動機は、戦争犠牲者の遺族のなかには一家の支柱を失つたので、精神上にも経済上にも非常な打撃を受けたものが多かつた。なかでも只さえ暮しにくいこの時世に寄るべのない孤老・孤兒・未亡人等で収入の途を失い悲惨な生活に喘いでいるものも多数に上つて、大きな社会問題の一つとなつてきたのである。これら世に訴える力のない弱い遺族を放置して置くことは実に忍び難いものがあつたので、遺族相集りて本会を結成しこれが援護と自力厚生に尽力することとなつたのである。

現在本会は政府並びに国会に対し

一 遺族に対し速かに弔慰金を支給されたい

二 戦争犠牲者に対し国家として慰霊の行事を行われたい

三 遺族のなかの生活困窮者に温い援護の手をのべられたい

の緊急な措置を要求し続けている。なお、近く予想される講和条約締結を機会に遺族援護陳情の三百万名署名全国運動を展開し、本会もこれに参加していたがその署名も完了したので、昭和二十六年二月二十三日東京都において全国遺族厚生大会を開催し、代表者は同日決議文並びに三百万名署名名簿手交のため、衆議院に幣原議長を訪問したが不在のため、岩本副議長に面接してこれを手交したのである。